

平成29年度  
財政援助団体等監査  
(公の施設の指定管理者)  
結果報告書

むつ市監査委員

平成29年度財政援助団体等監査結果  
(公の施設の指定管理者)

1. 監査の対象

団 体	対象施設	所管部局
職業訓練法人 むつ職業能力開発協会	むつ職業能力開発校	経済部産業振興課
大畑ヒバ工芸研究会	むつ市大畑木材工芸センター	経済部農林畜産振興課

2. 監査の期間

平成29年12月5日から平成30年3月19日まで

3. 監査の範囲

平成28年度の執行状況について

(必要に応じ平成29年度の計画の執行状況を含む。)

4. 監査の着眼点

【所管部局】

- (1) 指定管理者の指定に係る条例等の根拠は、整備されているか。
- (2) 指定管理者の指定の手続は、適正に行われているか。
- (3) 管理に関する基本協定が締結され、かつ、その内容は適正であるか。
- (4) 協定書等には、必要事項が記載され、また、その内容は条例等で定めた範囲を超えていないか。
- (5) 管理に関する経費算定、支出方法、時期及び手続等は、適正に行われているか。
- (6) 事業報告書の点検等は、適切に行われているか。
- (7) 指定管理者に対する報告、調査及び指示等は、適切に行われているか。

【指定管理者】

- (1) 施設は、条例等の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 基本協定等に基づく義務の履行は、適切に行われているか。
- (3) 利用料金設定の手続及び取扱いは、適正に行われているか。
- (4) 利用促進のため、どのような措置を講じているか。
- (5) 指定管理に係る収支会計経理は、適正に処理されているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (6) 出納関係帳簿への記帳は、適正に行われているか。また、領収書類の整備、保存は、適切に行われているか。

## 5. 監査の方法

関係者等からあらかじめ監査資料の提出を求め、出納その他の事務の執行に係るものについて、諸帳簿、書類等を審査するとともに、関係者等から説明を求め、必要に応じ実地による監査を実施した。

## 6. 監査結果

いずれの施設も、おおむね適切に管理、運営されていた。

しかしながら、一部の事項において、改善を要する事例がみられたことから、適正に運用されるよう努めていただきたい。

施設及び機械設備については老朽化が著しいため、今後とも適切な整備、維持管理に留意されることを期待する。

また、指定管理の本施設における現状を考慮し、施設のあり方について、検討することを望む。